

別添

輸入燃料(製品)を日本国内にて利用する場合のFIT事業者認定(メモ)

1 制度の確認

(1) FIT用として利用する場合の対応

FIT木質バイオマス発電所向け輸入燃料を日本国内に持ち込む場合、

①輸入段階では「合法性証明ガイドライン(正式名称；木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン)」

→ 原産国から日本国への輸入：合法性証明ガイドラインに基づく証明行為

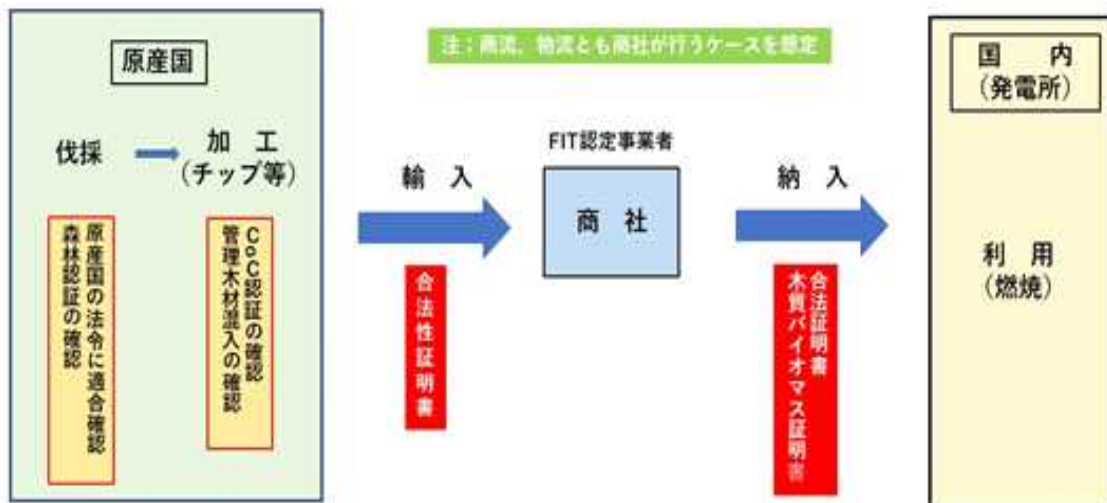
②日本国内の流通段階では、「発電用木質バイオマスガイドライン（正式名称；発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン)」

→ 日本国内の流通：発電用木質バイオマスガイドラインに基づく証明行為（連鎖）

のどちらにも対応が必要。

燃料材(チップ等製品)を輸入する場合の対応(イメージ図)

－ 原産国にて製品化、商社輸入のケース －



ポイント：輸入商社は合法性証明が連鎖していることの確認が必須

(2) 輸入段階における合法性証明ガイドラインに基づく手続き

方法論として、①森林認証およびCoC認証を活用するもの、②認定団体から事業者認定を受けた事業者体でつなぐの何れか。

①の「森林認証およびCoC認証を活用するもの」は、第三者認証制度（FSC、PEFC等）から認証された燃料であることが必要。

運用の実際は①を活用することが多くなるが、日本国内に持ち込む者はその場合であっても、「CoC認証が有効であることの確認」と「納品書等で認証材であることの確認と発行」が必要。

(3) 日本国内に持ち込んだ以降の手続き

発電用木質バイオマス証明ガイドラインに準ずる必要があり、「一般木質バイオマス」としての証明書の発行。

なお、証明行為は物流が原則。商社の場合、物流の証明連鎖を原則として(追加的に)商流上でも証明連鎖させる場合が多い。

2 全チ連のFIT事業者認定

(1) 認定の考え方

全チ連は発電用木質バイオマス証明ガイドラインの認定団体であり、輸入燃料について、合法性証明ガイドラインに基づく手続きのうち、①森林認証制度及びCoC認証制度を活用している、と判断されれば認定。

注；全チ連のFIT認定は上記1の(2)の①のみ。

(2) 申請書類の事前確認

認定に当たっては、予め、

- ①認定申請書
 - ②分別管理及び書類管理方針書
 - ③事業概要
 - ④サプライチェーン図
 - ⑤合法性証明書+その根拠となる書類(納品書やトレーサビリティレポートなど)
- の提出を願い、記載内容等の確認を行い問題がなければ正式申請認定。

3 輸入燃料を取り扱う場合の認定作業

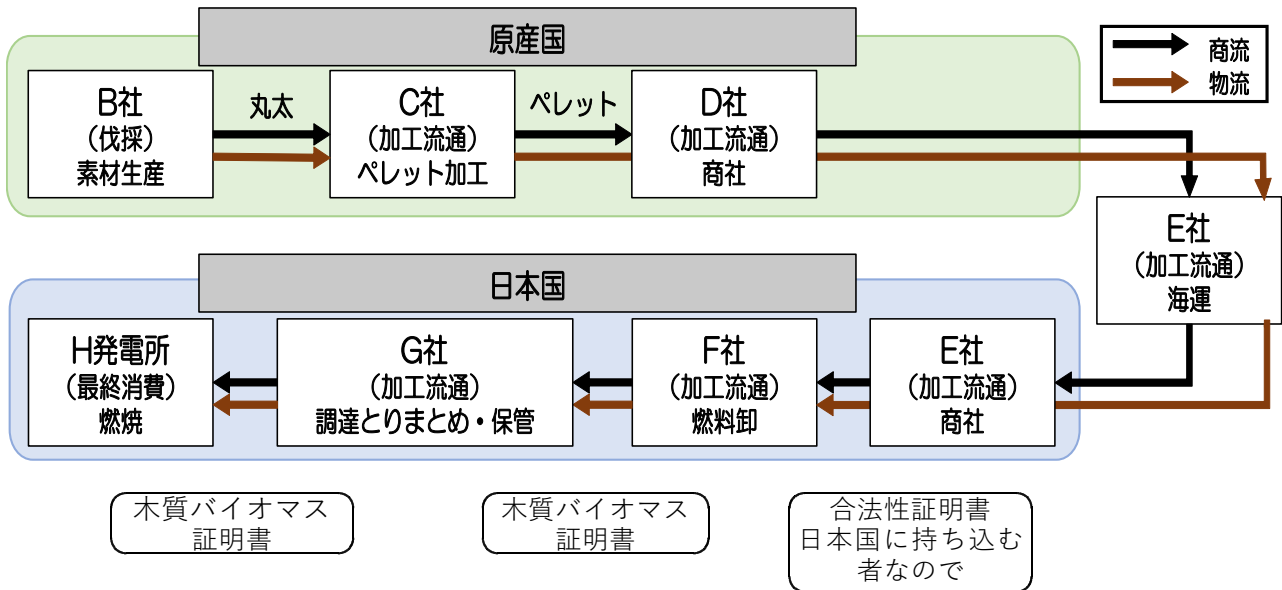
(1) サプライチェーンの整理・提出

輸入燃料の適合性の確認する方法として、発生段階から燃焼段階までのサプライチェーンの整理(図化)・提出。

→ 商流、物流を分けてサプライチェーンを整理することで証明行為が必要な箇所の

把握ができ、商流と物流の明示によるサプライチェーン全体の説明も可能

参考；サプライチェーンの図化例



【例】原産国でB社が伐採した木材を、C社がペレットに加工流通、D社が日本国E社と売買契約、E社が運搬し、国内の燃料卸売F社が購入、F社は燃料調達まとめ役のG社に転売、G社は発電所に販売(最終消費)

(2) 合法性証明書の提出・確認

- ①原産国から日本国に輸入する際の合法性証明書（コピー）
- ②原産国における伐採から加工流通までのサプライチェーンにおける証明に足る書類（当該事業者の情報やトレーサビリティレポート等のコピー）の確認。

4 留意事項

(1) 認定事業者の対応

認定事業者は、発電用木質バイオマス証明ガイドラインに基づくバイオマス認定事業者として、物流の証明連鎖を確保するとともに、商流に介在する者としての証明行為を行うことが必要。

(2) FSC-CWの扱い

FSC-CW（Controll Wood・管理木材）については一部団体等から懸念が表明されていることから、FIT制度に適合する燃料材としてより厳密な運用が求められ。そこで、全チ連は、認定事業者FSC-CWを取扱う場合、必要な手続きとして、

- ①CoC認証が有効であること
 - ②納品書等で認証材であることの確認+「発行」すること
 - ③デューデリジェンスすること
- の3点の確認を必須と判断。

(3) 書類管理

認定事業者（別管理責任者）は、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインにおいて、

- ①「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建築資材廃棄物相当区分」それぞれに係わる原木消費量及び製品生産量を実績報告として取り纏め、報告（必ず）
- ②「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿や証明書、証明に係わる根拠書類等を備え付け、適切な記載・管理
 - 認定団体（全千連）に対してはもちろん、第三者に対して説明出来る状態にしておく必要がある
- ③証明書、納品書及び管理簿等の関係書類の5年間整理保管
 - これらは一般的な会計書類と同等に保管することが求められる。